

2018/06/1 発行

水源連だより

水源開発問題全国連絡会

SUIGENREN
DAYORI
No.80

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970

郵便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://suigenren.jp/>

《水源連は、パゴニア日本支社の助成を受けています》



1050 人が石木ダムにレッドカード!!

ほたるの里から長崎をかえよう!! 1000 人集会

2018.5.6 長崎県川棚町

～目次～

・事務局からの報告	1
・石木ダム「終わりの始まり」	4
・国会公共事業調査会（仮）準備会の報告	10
・霞ヶ浦導水裁判の和解成立	15
・栃木県南水道の地下水100%維持を求める運動	21
・「水はダムなくても足りる」「設楽ダム」事業からの撤退を求め住民提訴	25
・国土交通省・水資源開発分科会 役割の終わったフルプランの延命策 「リスク管理型の水の安定供給」という理由でダム事業を推進	28
・日本の人口推計からわかる水資源開発の無駄	31
・水道・下水道の民営化推進の動き	33

事務局からの報告

1. 前号からの「全国の動き」抜粋

国交省と地方自治体によるダム等事業の強行、異論・抵抗を封じるための土地収用法による人格権侵害に対して全国各地で工夫を重ねた闘いが続けられています。

下記の文章で下線がある事項はインターネットにリンク付けしており、「水源連だより電子版」では水源連ホームページ内の関連詳細データをリンクして見るできるようになっています。水源連ホームページ内、水源連だより電子版「水源連だより」(<http://suigenren.jp/reference/document/>)のページで80号も合わせてご覧いただきご利用ください。

1) 各地での取り組み

- ① 2015年の熊本震災・豪雨にもかかわらず、国が推進している立野ダムは、2月7日に本体建設工事が107億円で発注決定されました。4月20日は「立野ダムを考える 模擬・住民討論集会」を開催しました。国交省が出席を拒否したので、主催者側が国交省側も演じて想定回答をするという、国交省と住民側、双方の主張や問題点がよくご理解できるよう工夫を凝らしました。
- ② 設楽ダムについて第二次の住民訴訟を行うための設楽ダムの住民監査請求が3月14日出されました。2015年度の実績値とフルプランの需要想定との比較により、設楽ダムに水道用水の水源を求める必要がないことが証明され、その後、ほぼ1年経過してもダム使用権の返上の動きがないことから、愛知県に対して設楽ダムに設定している水道用水のダム使用権を返上することを求めています。
監査請求の結果が棄却であったことから、5月23日、「不要なダムのために費用を負担するのは違法だ」として、愛知県知事に設楽ダムから撤退することを求める訴えを名古屋地方裁判所に起こしました。訴えを起こしたのは愛知県の住民ら162人です。
- ③ 石木ダム関係では3月1日、市民が公共事業チェック議員の会の後援を得て衆議院第2議員会館多目的会議室で15時から 院内集会「石木ダムから見る土地収用法」を開催しました。石木ダム事業認定取消訴訟は3月20日で結審し、判決は7月9日15時に決まりました。5月6日に川棚町公会堂で石木ダムの問題を考える「ほたるの里から長崎をかせよう！！千人の集い」が開かれました。詳しくは後記。
- ④ 思川開発をめぐり、3月12日に栃木県南3市町の市民が3市町に対して水道の地下水100%の維持を求める要望書を提出しました。詳しくは後記。
- ⑤ 霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口建設差し止めを漁協が求めた裁判の控訴審は、4月27日に裁判所の和解案で双方合意となりました。霞ヶ浦と那珂川との間の送水について国交省と漁協が話し合っただけで漁業に被害が出ないように運用するというものです。詳しくは後記。

2) 国等の動き

- ① 国立社会保障・人口問題研究所が3月30日に『日本の地域別将来推計人口』を発表しました。
東京都を除く全国すべてで人口減少が一層進むと推計されています。利水目的を持つダム事業にとって無視できない事実です。

② 水道・下水道の民営化問題

水道事業の広域化促進と民営化を可能にするための水道法改正案が今通常 国会に再上程されています。詳しくは後記。

③ 土地収用法

- ムダな公共事業を遂行するための最後の切り札・土地収用法ですが、国土交通省はさらに事業を効率的に進めるため、「事業認定申請の手引き」を自治体に作成・配布して土地収用法の適用を奨励する準備をしています。
- 更に土地収用法の効率運用を図るとして、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が今通常国会に上程されました。

④ ダム事業等の推進

国土交通省は様々な理由をこじつけて、ダム建設事業等を今後も続けることを画策しています。

- 4月5日、子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見が提出されました。環境大臣の意見は「適切に事後調査を行いつつ、重大な影響が認められた場合は、工事を一旦中止するとともに、専門家等からの助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずるなど、可能な限り影響を低減すること。」というもので、事業の継続を容認するものになっています。
- 国土交通省の国土審議会 水資源開発分科会（3月6日）
水需要に対応して水源開発を行うことを目的とした7指定水系のフルプラン（水資源開発基本計画）は、事実上その目的が達成されているので廃止されるべきですが、国は「リスク管理型の水の安定供給」を掲げてフルプランの延命を図っています。詳しくは後記。
- 4月3日、2018年度の予算成立に伴い、各ダムの予算額が明らかに。
安倍政権になってからは公共事業バラマキ政策が進み、直轄（水機構を含む）・補助事業ともに予算額は膨張を続けています。地方自治体の多くはそれに迎合して無駄な公共事業を推進しています。
- 事業凍結の大戸川ダム 滋賀県知事が推進の方向へ
大戸川ダムは嘉田由紀子・前知事が凍結したダムですが、後継の三日月大造知事が夏の知事選で自民党の支援を得るため、推進の方向に舵をきろうとしています。

3) ウナギ

とりわけ今年はシラスウナギ漁獲量の激減が報じられています。その原因として潮流の変化、乱獲の他に、ダム・堰等による川の分断構造物が遡上・降下の障害になっていること、遡上できたとしても河道とその周辺がウナギにとって生息しにくい環境になっていることも要因になっています。以下、二つの論考を紹介します。

- 3月16日 ウナギに関して危惧するいくつかのこと（山本喜浩（東京鮎毛バリ釣り研究会会員））
- 5月5日 【道標】劇的減少、シラスウナギの漁獲量 末期的状況、消費者は保全の声を（中央大の海部健三准教授）

2. 事務局として関わっている事項

1) 石木ダムの状況

詳しくは後記

石木ダム関係では相変わらず、長崎県・佐世保市が石木ダム建設工事に執着し、現地の皆さんが心底から中止を要請しているにもかかわらず、工事現場に多数の重機を入れて、付替え道路工事を強行しています。

裁判闘争は事業認定取消訴訟が3月20日で結審になり、判決は7月9日15時と決まりました。判決を迎えるにあたって、世論の喚起に向けた様々な取り組みが始まっています。

工事差止訴訟は人格権等が侵害されていることについての審理が続いています。必要性を見直すことなく、「土地収用法で補償されるのであるから、権利侵害はない」と居直る起業者の人権無視は許せません。

長崎県下では、不当な石木ダム計画のなかで暮らし続けている 13 家族の生活と自然を伝える劇場版「ほたるの川のまもりびと」(山田英治監督 ぶんぶんフィルムズ配給)の先行試写会が開かれてきました。3月25日、坂本龍一さんを招いてのスペシャルトークイベントもあり、大好評でした。

5月6日には石木ダム予定地がある川棚町の公会堂で「ほたるの里から長崎をかえよう!!千人の集い」が開かれました。結集した 1050 人の全員が「石木ダム NO!」と、レッドカードをかざしました。石木ダム「終わりの始まり」です。

詳しくは、次ページ 石木ダム「終わりの始まり」をお読みください。

長崎新聞は 2017 年 11 月以降の石木ダムに関する記事を企画・特集「石木ダム」に掲載しています。

2) 「国会公共事業調査会」(仮) 準備会 詳しくは後記

公共事業問題と闘っている全国の皆さんと水源連が連携している「公共事業改革市民会議」と「公共事業チェック議員の会」は、市民と国会議員との間で公共事業に関する現状認識の共有と公共事業評価制度への市民参画を目指して、「国会公共事業調査会」(仮)をつくることになり、その試行を開始しました。

3月1日には15時から 市民が公共事業チェック議員の会の後援を得て衆議院第2議員会館多目的会議室で院内集会「石木ダムから見る土地収用法」を開催しました。

国会会期中である4月から6月にかけては月1回のペースで「国会公共事業調査会」(仮)準備会を開くことになり、4月18日に第1回準備会、5月16日に第2回準備会を持ちました。第3回は6月13日17時から衆議院第1議員会館第5会議室で大阪大学教授大久保規子氏から「オーフス条約」を学びます。

詳しくは、別掲「国会公共事業調査会(仮)発足を目指す」をご覧ください。

3. 第25回総会・全国集会の予告

今年の総会・全国集会は25回目になります。水源連が発足したのは1993年ですから、四半世紀が経過することになります。水源連の皆さんが現在関わっているダム等事業の大半は水源連発足当時からある事業です。今年はその一つ、思川開発(南摩ダム)に焦点を当てます。思川開発問題についての開催は1998年11月に今市市で開催した第5回総会に次いで2回目です。

今回は、11月24日(土)~25日(日)の2日間を使って栃木市で全国集会と総会、南摩ダムをはじめとした思川開発の現地視察を行う予定です。栃木市等の県南地域の水道に思川開発の水源が無理矢理使わされようとしています。この栃木県南広域化水道事業にストップをかけることを目的にしています。

現地実行委員会の皆様と具体化を図り、次号で要綱をお知らせします。

「11月24~25日に全国集会と水源連第25回総会と全国集会」を予定に入れていただくようお願いいたします。

石木ダム「終わりの始まり」

1. 1050 人が石木ダムにレッドカード!!

ほたるの里から長崎をかえよう!! 1000 人集会 (電子版では左をクリック願います)

「石木ダムのことを川棚町の皆さんに知っていただきたい!」「私たちはただここに住み続けたいだけ」の思いが先ずは加藤登紀子さんに届き、嘉田由紀子さん、今本博健さんへと広がりました。渡辺洋子さんは「ハッ場ダムが今はダム本体のコンクリート打設が6割に達し、予定地ではダム事業の進行とともに、目に見える自然破壊だけでなく、人々が分断され、地域破壊が進んできました。石木ダム予定地の人々の団結はかけがえのないものです。ハッ場ダムの悲劇を二度と繰り返さないでほしい。」と訴えました。石木ダム問題を「こうばるの生活は素晴らしい!」という視点から「ほたるの川のまもりびと」を作成された山田英治画監督と配給会社ぶんぶんフィルムズの社長鎌仲ひとみさん(映画監督)が、こうばる13世帯の皆さんの生活を守るために協力したいと、参加されました。

プログラムは宮崎健治さんの司会で進行しました。

開会挨拶／ 炭谷猛 (ほたるの里から長崎をかえよう!!千人の集い実行委員長)

第一部／ トークセッション

鎌仲ひとみさん(映画監督) & 山田英治さん(映画監督)



第二部／ シンポジウム
パネリスト

嘉田由紀子さん(前滋賀県知事)
今本博健さん(京都大学名誉教授)



渡辺洋子さん(ハッ場あしたの会)
コーディネーター 加藤登紀子さん(歌手)





フィナーレ



松本好央さん挨拶

長年続いております石木ダム問題、川棚町のタブーであるこの問題が表立って話せるようになった今、このような集いを開会することができたこと、うれしく思っています。

ほたるの川のまもりびと、ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、もうすぐこうばるは蛍が飛び交います。現在も毎日毎日抗議行動も行われています。何をするにもダムのことが生活の中に入り、私たちの自由を奪う。私たちはおかしいことをおかしいと言っているだけなんです。そのことをたくさんの方々に知ってもらいたい、もっともっと知らせていただきたいと思います。

私たち、このようなチャンス을 くださった方々に、心から感謝いたしますとともに、これからご支援とご協力をいただきまして、ダムの中止が決まるまで闘っていききたいと思います。

今日はありがとうございました。

頑張ろう！



記念撮影 1050 人が「石木ダム NO!」のレッドカード提示

5月6日は
石木ダム「終わりの始まり」です

2. 判決前後の行動予定

長崎地方裁判所による石木ダム事業認定取消訴訟の判決が7月9日15時に予定されています。判決を迎えるにあたり、石木ダム対策弁護団と原告団事務局・支援者の会議で決めた行動予定を記します。「判決の結果にかかわらず、石木ダムは不要であるから石木ダム中止を勝ち取る」が基本です。下記の行動へ皆様ふるっての参加、よろしくお願いいたします。

1) 判決前後の活動

- 勝訴であれば国・ダム起業者（長崎県・佐世保市）に対して石木ダム事業への土地収用法適用を断念して控訴しないことを求める。
- 敗訴であれば、石木ダムが不要であることに変わりがないのであるから、収用・明渡裁決申請取下げをダム起業者に求める。補助事業として採択している国交省と厚労省には採択取消を求める。
- あわせて、石木ダム中止に向けて世論喚起を図る

2) 判決前のイベント

1. 6月15日 長崎市内パレード・石木ダム中止を訴えるデモ行進

- 6月15日（金）18:00～19:00
- 浜の町アーケード入口鉄橋付近で、現地からの闘いの報告と訴え
- パレード 鉄橋→浜の町アーケード→電車通り→鉄橋口雨天決行
- 規模 数百人

2. 6月30日 佐世保市内 講演会

どうなる！石木ダム訴訟 どうする！石木ダム

～子や孫に残すのは、豊かな自然？それとも大きな借金？～

- 14:00～16:00、佐世保市民文化ホール
- 講師予定： 今本博健 京都大学名誉教授
馬奈木昭夫 石木ダム対策弁護団長
嶋津暉之 水源連共同代表

3) 裁判所へのアクション 要請ハガキ

- 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会、水源連 詳しくは後記。

4) 7月9日判決当日と翌日の行動

- 13時 事前決起集会
15時少し前に門前集会・マスコミ撮影用
- 15時 判決
- 16時 長崎県県庁へ要請行動
- 18時 報告集会

10日

- 10時 佐世保市へ要請行動
- 15時 九州地方整備局へ要請行動

5) 判決後の東京行動 2018年7月18日

原告団、弁護団、支援者が石木ダム事業に関係する国土交通省と厚生労働省に石木ダム中止に向けた要請行動を予定しています。

合わせて、16時から衆院第2議員会館 第1会議室で首都圏の皆様への報告会を持ちます。皆様からの激励をよろしくお願いします。

➤ 7月18日

13時 国交省 土地収用管理室

14時 国交省 治水課・補助ダム担当

14時半 厚生労働省水道課・補助事業担当

16時 院内集会

衆院第2議員会館 第1会議室 定員81名、予備椅子を含めると125名です。

18時 懇親会

➤ 国交省 土地収用管理室に以下の要請を行います。

- 当方が勝訴の場合は、国交省として控訴放棄の方針を確立するよう要請
- 行政不服審査請求に対しては、事業認定取消とするよう要請
- 敗訴の場合は、判決理由を解説し、行政不服審査請求も絡めて、国交省が事業認定を取消すよう要請

➤ 国交省 治水課・補助ダム担当 及び 厚生労働省水道課・補助事業担当

- 当方が勝訴の場合は、予定地の土地確保は不可能であるから、補助事業指定の取消を要請
- 当方敗訴の場合は、判決理由を解説し、土地確保は不合理であるとして補助事業指定の取消を要請

※ いずれも「公共事業チェック議員の会」からの協力をいただいております。

3. 長崎地方裁判所への意思表示のお願い

1) 石木ダム事業認定取消訴訟判決を迎えるにあたって「私も一言」のお願い

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会
水源開発問題全国連絡会

2013年9月6日に国土交通省が石木ダム事業認定を告示しました。事業認定により、石木ダムの起業者（長崎県と佐世保市）が、こうばる地区で生活されている皆さん13世帯の土地と住居、共有地権者の共有地を収用することが法的に可能となりました。すでに4軒の農地の一部については補償金受け取りを拒否しましたが、起業者は供託して収用してしまいました。長崎県収用委員会が残るすべての土地と家屋について収用・明渡裁決をこれから出すことになりますが、13世帯の皆さんは絶対に土地と家屋を明け渡さないと言明しています。ただし、補償金受け取りを拒否しても起業者は供託することで収用してしまいます。家屋の取り壊しも可能になります。

私たちは2013年12月に石木ダム対策弁護団を立ち上げ、まずは自主解決を目指して、起業者に対して石木ダムの必要性を明らかにすることを求めました。公開質問書の提出⇒起業者からの回答⇒回答の説明会で質疑応答を各3回繰り返しました。2014年7月、「川棚川は石木ダムなしで戦後のすべての洪水に対応できる」と中村法道知事が明らかにしました。しかし、治水・利水両面での必要性の説明に詰まるや、起業者は公開質問書への回答を拒否するようになりました。

やむなく 109 名の原告が 2015 年 11 月 30 日に長崎地方裁判所に石木ダム事業認定取消を求める訴訟を提起しました。2016 年 4 月 25 日に第 1 回の口頭弁論、以来 2 年近くを経た 2018 年 3 月 20 日の第 13 回口頭弁論で裁判長は「これを以って結審とし、判決は 7 月 9 日午後 3 時」と言い渡しました。

この石木ダム事業認定取消訴訟の中で、原告団・弁護団・支援者が一体となって、石木ダムの治水・利水目的が「石木ダムありき」のために作り上げたものであり、合理性は全くないことを立証してきました。

これまでの訴訟の進行から、「事業認定を取消す」判決を私たちは確信していますが、多くの方がこの判決に関心を持ち、石木ダム事業認定取消を願っていることを裁判所に意思表示することが大切と考えています。

「私も石木ダム事業認定取消を願っている」という趣旨の裁判所への葉書を同封します。是非、一言書き入れ、切手を貼って投函するよう、お願いします。

裁判所への「私も一言」葉書のほかに、石木ダム問題説明のリーフレットも同封します。弁護団からの訴訟経過報告を次ページに掲載します。同封の資料を一読いただき、ご協力くださるよう、お願い申し上げます。

原告団事務局からこれと異なったお願いが届いている方もいると思いますが、同封した葉書で裁判所へ一言伝えたい、と思われる方はご協力をお願いいたします。

この件の問合せ先

遠藤保男 電話・FAX 045-877-4970 メール mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

石木ダム問題のホームページ

<http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam/>

石木ダム事業認定取消訴訟のホームページ

<http://urx.cloud/K557> 短縮URLです。警告メッセージが出たら、無視してください。

2) 事業認定取消訴訟のご報告

弁護士 緒方 剛

1 はじめに

2018年3月20日、石木ダムの事業認定取消訴訟の第1審の審理が終わりました。そこで、現在までにこの裁判で明らかになってきたことについてご報告させていただきます。

弁護団の毛利弁護士は、結審の日にこれまでの審理内容を整理し、弁護団としての意見を述べさせてもらいました。以下の内容はその際の意見陳述の内容に少しだけ加筆したものです。

2 裁判の内容

この事業認定取消訴訟は、国が行った石木ダムの事業認定（強制収用をすることを認める行政手続）の取消を求めるものです。

この裁判で、被告国は、石木ダムは、佐世保市の水道用水を確保するという利水面と、川棚川の洪水対策という治水面の二つの点で必要性が高いので事業認定をしたとの主張をしてきました。

しかし、これまで私たちは、2015年11月30日の提訴時以来、2年以上にわたって利水面、治水面、いずれにおいても石木ダムの具体的な必要性は、全く存在しないことを主張してきました。

そして、私たちは、既に提出した主張と証拠によって、石木ダムの具体的な必要性がないこと、少なくとも、被告が、石木ダムが必要であることを何ら具体的に立証できていないことについては十分明らかにできたと考えていました。さらに、昨年12月と今年1月の計3日にわ

たり実施した3人の証人尋問によって、そのことが、さらに一層明確になったと確信しております。

以下、順番に、利水面と治水面について、これまでに明らかになった事情をご報告いたします。

3 利水面において石木ダム具体的な必要性が全くないこと

最初に、石木ダム事業の利水面についてです。

佐世保市が主張する石木ダムの必要性とは、①平成24年度の水需要予測により、将来的に水需要が大幅に増えること、しかし、②現在の佐世保市の保有水源ではその需要をまかなうことができないという2点に尽きます。

(1) ①平成24年度予測について

私たちは、まず、過去の佐世保市の水需要予測を検討した結果、平成24年度予測の内容を検討するまでもなく、その内容がでたらめであることを指摘しました。

なぜなら、私たちが資料を入手できた佐世保市の過去6回の水需要予測においては、①毎回、需要予測の手法や数値がころころ変わり、そこに論理的一貫性や整合性は全くないこと、②いつの時代の水需要予測においても、その当時の石木ダムの計画規模に見合う水の供給量が必ず不足するという結果になっていること、③そして、いつの時代の水需要予測も、その後の実績値と大きくかけ離れた過大な需要予測であることが共通しているからです。

過去6回の需要予測が、その後の実績値と見事なまでに大幅に外れていること、その一方で、その需要予測値がその当時の石木ダムの利用容量に見事なまでに一致することは、佐世保市の水需要予測が、もっぱら石木ダム建設の必要性を捻出するために意図的に作成されたものであることを明確に物語っています。

そして、本件事業認定の根拠となっている平成24年度予測の内容を詳細に検討したところ、やはり石木ダム建設の必要性を捻出するという結論ありきのでたらめなものであることがはっきりしました。

佐世保市の平成24年度予測は、㊦生活用水、㊧業務営業用水、㊨工場用水の用途別予測、また、㊩負荷率や安全率の設定、いずれもが、何らの客観的根拠に基づかない不合理極まりない数値を採用しています。

まず、㊦生活用水について、佐世保市は、渇水により市民は水を使うのを我慢しており、生活用水の原単位量は、佐世保市と人口規模が類似する他都市と比較して最も少ないと主張しました。しかし、当時の平成24年度予測の作成責任者であった田中証人の証言により、受忍限界を超えていることに全く根拠はなく、他の14都市との比較アンケートについても、杜撰で不合理であることが明らかになりました。

次に、㊧業務営業用水の小口需要では、佐世保市は、観光客数との相関が高いので、将来的に人口が減少していくにもかかわらず、水の使用量が右肩上がり 増加すると予測しています。しかし、佐世保市の田中証人は、過去の予測では観光客数との相関に基づく予測を一切採用しなかった理由、平成24年度予測から突如予測手法を変更した理由について、いずれも「分からない」と答えるか、黙り込んで実質的な証言を拒否しました。同じタイミングで、ハウステンボスを大口需要から小口需要に分類変更した理由についても矛盾した証言しかできませんでした。また、被告の事業認定にお墨付きを与えた小泉教授でさえ、業務営業用水の小口需要と観光客数との相関は、決して高くなく、「あるかないかといったらある」程度にすぎないと証言せざるを得ませんでした。

そして、㊨工場用水については、平成24年度予測のでたらめさを象徴する工場用水の大口需要であるSSKの予測については、佐世保市が、売上高が2倍になるから水需要が4.88倍に増えるという虚偽記載をしていたことは既に明らかになっています。

田中証人の尋問により、SSKの需要予測は、SSKが自ら必要水量を具体的に算定し、佐世保市に要望したものではないこと、佐世保市がSSKに事前に必要水量をきちんと問い合わせることなく、何らの具体的な裏付けもとらずに、勝手に推計した机上の計算にすぎないものであることが明らかになりました。SSKの需要予測は、客観的データに基づかない、佐世保市による完全な創作であり、さらに言えば、捏造に近いとさえ言えるものです。

㊥負荷率、安全率についても、平成24年度予測から突然変更されているのですが、その合理的理由や妥当性について、田中証人及び小泉教授は一切説明できませんでした。

(2) ②保有水源について

以上のようなでたらめな需要予測をまかなうための保有水源が足りないという主張については、佐世保市が、慣行水利権を保有水源から除外した理由について、私たちは、そもそも佐世保市の主張が何らの法的根拠や客観的根拠がない間違ったものであることを主張してきました。

今回の証人尋問でも、田中証人は、その合理的理由を一切説明できず、被告の主張とも矛盾する支離滅裂で不明瞭な証言を繰り返しました。慣行水利権を保有水源から除外しないと、石木ダム建設の必要性が出てこないからであることがより一層明らかになったと言えます。

なお、被告は、佐世保市の水需要予測の妥当性を担保するために2人の学者に意見書作成を依頼しています。このうち、東京大学の滝沢教授は、証人尋問を拒否し、敵前逃亡したので論外ですが、証人尋問に応じた首都大学東京の小泉教授も、意見書は、佐世保市のプレゼン資料だけを鵜呑みにして、自らは文献やデータなどを一切調査もせず、佐世保市の言い分が正しいという前提で書いたことを証言しました。2人の意見書は、佐世保市の見解をオウム返しにするだけの御用学者の極みのような代物です。

4 治水面において石木ダムの具体的な必要性が全くないこと

次に治水面についてです。

治水面においては、①計画規模、②基本高水流量、③ダムによる効果の3点のいずれの点においても、石木ダム建設の具体的な必要性がないことが明確なものとなりました。

(1) ①計画規模

計画規模を設定するための長崎県評価指数というものがあるのですが、これは全国的な比較や全国的基準と比較すると異常なもので、ダムを造るために恣意的に設定されています。

また、計画規模を設定するための基礎とした多くの事情のうち、唯一河道状況のみ昭和50年当時のものを用い、他のものは全て平成17年当時のものを用いています。この間(昭和50年～平成17年)に、河道の整備が行われ、氾濫する見込みの面積はずっと小さくなっているはずなのです。どうしてこんなことをしているかということ、昔の河道を用いた方が、広い範囲で洪水被害が生じる予測ができる一方で、最近の資料を用いた方が洪水時の被害金額などを多くすることができるためです。長崎県はダムを造るために都合の良い数字だけを拾い集めて使っているのです。

そして、計画規模はダム事業計画に着手するや、理由なく3倍以上に跳ね上がっているといった恣意的な設定変更がなされているのです。

(2) ②基本高水流量(洪水時に想定される流量)

長崎県は、技術基準に沿って治水計画を策定したと主張します。しかし、技術基準が求める1時間当たりの降雨量(降雨強度)が生じる確率について、あえてこれを検討していません。その結果、実際には500年～1000年に一度しか生じないような異常に大きな流量を基本高水流量として設定しています。すなわち、長崎県は技術基準が求める検討(棄却検定)をあえて回避し、非現実的な流量を基礎とした治水計画を策定しているのです。

また、自ら計画規模に応じた1時間当たり最大雨量の予測をしていたにもかかわらず、これと矛盾するような(大幅に上回る)最大雨量となる降雨予測波形を使って異常に大きな流量を作成しているのです。長崎県は、本当は100年に1度という確率では基本高水流量とされる流量とならないことは分かっているのですが、ダムを造るためにあえて過大な流量を設定したのです。

言い換えれば、このようにしてまで非現実的な流量を設定しなければ、石木ダム建設の必要性が捻出できなかったことが明らかになりました。

(3) ③石木ダムの効果

石木ダムによらずとも過去に生じた全ての洪水を防ぐことができます。そればかりか、万が一基本高水流量として設定されている異常な流量となる降雨があっても計画堤防高よりも低い水位で川を流下することができます。

さらには、長崎県が検討したという治水代替案は客観的・合理的に検討されたものではありません。加えて、既往洪水にて問題となった内水氾濫・支流氾濫への石木ダムの効果は一切検証されていないのです。すなわち、石木ダムによって治水上現実的な効果があるかどうかは検討されていないのです。

そして、長崎県が想定する洪水が発生した場合でも、ダムが効果を発揮する堤防高を超える流量となるのは僅か1時間にも満たない時間のみです。それ以外の場合には全くダムは役に立たないのです。

このため、長崎県の意見を前提としても、㊦100年に一度の頻度で生じるかもしれない豪雨時に、㊧僅か1時間に満たない時間帯にて、㊨堤防高ではなく計画高水位(計画上予定する水位)を僅かに超える水位となることを防ぐためにのみ石木ダムが必要だと主張されているのです。

(4) ダムありきの検討しかなされていない

長崎県の治水責任者浦瀬証人は、本件石木ダム計画は、昭和50年の段階でダムを造るということは確定しており、その後はこれを作ることを前提に技術基準や中小河川改修の手引きに整合する体裁となるように「確認」をしただけであることを明言しています。

ゼロベースでの見直しなど全く行っていないのです。

川棚川の河川整備方針、整備計画のいずれも単に形式的に数字合わせを行っただけで、具体的な必要性の有無の検討など行われていません。

これを真摯に検討していれば、石木ダムの必要性がないことは明白ですし、事業認定をなすこと自体不合理であることは被告国も分かっていたはずで

5 まとめ

このように、石木ダムの具体的な必要性は、利水面、治水面いずれも存在しないことが証拠上ははっきりとしました。

結局、石木ダムの必要性とは、「水はたくさんあればそのほうがいい」、「防災対策はあるにこしたことはない」というレベルの必要性にすぎないのです。

具体的な必要性もないのに、13世帯の地権者を強制的に排除してまで、巨額の費用をかけて、具体的な必要性のない石木ダムを建設するなど、社会的常識としては考えられないことです。また多くの長崎県民、佐世保市民も、そのような暴挙を望んではいません。

この違法不要なダム建設事業の事業認定を取り消すことは、裁判所の責務です。裁判所が公正中立な立場なのであれば、本事業を即座に中止すべきであること、事業認定を取り消すべきであることは十分に理解してもらえたはずで

2018年7月9日には、第1審の判決が言い渡される予定となっています。良心にしたがった適切な判決が出されることを強く期待しています。

以上

国会公共事業調査会（仮）準備会の報告

公共事業問題と闘っている全国の皆さんと水源連が連携している「公共事業改革市民会議」と「公共事業チェック議員の会」は、市民と国会議員との間で公共事業に関する現状認識の共有と公共事業評価制度への市民参画を目指して、「国会公共事業調査会」（仮）をつくることになり、その試行を開始しました。以下、その取り組みを報告します。

1. 3月1日「石木ダムから見る土地収用法」

配布資料も含め、詳しくは[インターネット公共事業改革市民会議 HP](#)も参照ください。

「勉強会・石木ダムから見る土地収用法」は、3月1日15時から衆議院第2議員会館多目的会議室にて、公共事業改革市民会議主催（以下、市民会議と記す）、公共事業チェック議員の会（以下、議員の会と記す）後援で開催しました。

この勉強会では、①全く必要としない公共事業が異論を無視して強行されている。②事業予定地の貴重な自然だけでなく、地域社会が破壊され、そこで生活している住民の生活基盤が侵害されている、③石木ダムでは、土地収用法を適用した長崎県が断念しない限り、13世帯の全住居が取り壊されてしまう事態にまで至っている、④首都圏の道路事業でも沿線住民の諸権利を侵害した工事が進んでいる、このようにあまりにも不当な現実を国会議員の皆さんに共有を図るとともに、それを許している国のシステムの問題点、とりわけ土地収用法の問題を取り上げました。

国会開催中で多くの委員会が開催されていたことから、参加された国会議員は4名、秘書代理参加は7名でしたが、73名に及んだ一般参加者皆さん共々、問題の深刻さと緊急性が共有されたものと思われます。

石木ダム現地で熱心に報道されているマスコミからの取材もあり、[翌3月2日には記事となって配信されています。](#)

○ 当日のプログラム

☆ 開会あいさつ

- 公共事業改革市民会議から 橋本良仁 代表
- 公共事業チェック議員の会から 荒井 聡 会長

☆ 「ほたるの川のまもりびと」20分版上映

- 制作者からの説明・挨拶 辻井隆行（パタゴニア日本支社長）

☆ 石木ダムの現状について

- 現地地権者として 岩下和雄
 - ・ 反対運動は50年以上続いている。
 - ・ 石木ダムには全く必要性がない。
 - ・ 土地収用法の適用で住居が取り壊されようともテントでも張って住み続ける覚悟はできている。
 - ・ 国がストップを言わないと止まらない。
 - ・ 国政レベルへのアタックをお願いしたい。
- 受益予定者とされている佐世保市民として 松本美智恵
 - ・ 佐世保市は水道水源が足りないとして石木ダムに水源を求めているが、水は十分足りている。
 - ・ 佐世保水道が一番やらなければならないことは漏水対策。
 - ・ 佐世保市民が石木ダム必要と言っているとされているが、それは「石木ダム促進佐世保市民の会」のことで、佐世保市からの助成金で100%成り立っている佐世保市の官製団体。

☆ 土地収用法について

- 石木ダム「土地収用法が公共事業推進法になっている理由」 遠藤保男

詳しくは、配布資料集の「土地収用法が公共事業推進法になっている理由」および「2001 土地収用法改正 対案」を参照。

- 横浜環状道路「横環南に見る土地収用法の不当性」比留間哲夫
詳しくは、配布資料集の「土地収用法の不当性について」及び「圏央道横浜事業報告」を参照。

- 外環自動車道「区分地上権の問題」 国井さわ美
詳しくは、配布資料集「外環道 住民への影響比較」等を参照。

☆ 国会議員発言

- 堀越啓仁衆議院議員（立憲民主党）
- 大河原雅子衆議院議員 公共事業チェック議員の会事務局次長（立憲民主党）
- 寺田学衆議院議員（無所属）

☆ 意見交換

- 4 名の方が、それぞれ取り組まれていることの中で突き当たっている問題を紹介し、共に連帯して闘うことの意義を強調されました。

☆ 閉会あいさつ 公共事業チェック議員の会 初鹿明博 事務局長

- 民主党政権で見直しが進まなかったこと、それを踏まえたうえで、市民と国会議員との連携を確固たるものにして進んでいきたい。皆さんと相談しながらこのような会を進めて行きたい。

15 時に始まりましたが、終わった時は予定の 17 時を 30 分ほどオーバーしていました。

2. 4 月 18 日 国会公共事業調査会（仮称）準備会 第 1 回

1) 要領

- ① この日の目的
公共事業の反対運動が進められている現場の実態の共有を図ることを目的にしました。
- ② 開催月日 2018 年 4 月 18 日 17:00～18:30
- ③ 開催会議室 衆議院第 1 議員会館第 4 会議室

2) 進行

- ① 司会 西島 和
- ② 開会あいさつ 荒井 聡「公共事業チェック議員の会」会長
- ③ 趣旨説明 西島 和
- ④ 現場からの報告 事前に提出した話題提供シートによる。
 - 成瀬ダム 西島和 日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会委員
 - 辺野古大浦湾埋立、嘉徳海岸護岸整備 安部真理子（公財）日本自然保護協会
 - 江戸川スーパー堤防 稲宮須美 スーパー堤防問題を考える協議会
西島 和 代読
 - 石木ダム事業 遠藤保男 水源開発問題全国連絡会
 - 横浜環状道路 比留間哲生 横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会
 - 外環状道路 大塚康高 外環ネット
 - 霞沢第 2 砂防堰堤 田口康夫 溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える
紙上報告
- ⑤ 意見交換
 - 「公共事業にどのような課題があり、どのように解決していくか」について、公共事業問題に詳しい議員からは、
 - ・個別の事業の問題点だけではなく、交通政策（東京一極集中）の問題を共有する必要がある。

- ・市民参加の法制度についても検討する必要がある。
 - ・辺野古では、これまで認められてきた市民の権利も壊されているような状況。
 - ・民主党政権前の参加に関する議論を、もう一度やり直す必要があるのでは。
 - ・オーフス条約やチェック法（市民が公共事業策定・見直しに参画できる法律の意）などの議論も必要なのではないか。
- 等の発言がありました。

市民側からも、環境アセスや計画決定に実効的な参加のないことの弊害が指摘されました。

3. 5月16日 国会公共事業調査会（仮称）準備会 第2回

公共事業の公共性と参加～公共事業の意思決定における参加制度を改善する必要はないか

公聴会やパブリックコメントなど、政策決定について市民が意見を述べる機会がありますが、政策に対する異論が採用・活用されることは絶対といってよいほどありません。なぜ、そうなってしまっているのか、現行制度の問題を明らかにするとともに、行政担当者の考えを聞くことを目的にしました。会議は以下のように進みました。

1 問題提起 「市民からみたあるべき参加と現状」（17:00～17:20）

➤ 公共事業評価制度の問題点

不要不急の公共事業の中止に寄与しない現行評価制度

水源開発問題全国連絡会 嶋津 暉之

（配布資料は <http://suigenren.jp/news/2018/05/19/10659/> に掲載。）

【要旨】現在の公共事業評価制度は、「評価を実施した」というアリバイ証明的なものに過ぎず、不要不急の公共事業に対して逆に推進OKのお墨付きを与えるものになっている。不要不急の公共事業を中止させるためには、現評価制度を抜本的に改善し、市民参加のもとに事業の是非について徹底した議論が行われるものにしなければならない。

➤ 環境影響評価手続と参加

（公財）日本自然保護協会 辻村千尋

2 行政と議員・市民の対話 「参加で公共事業の公共性は高まるか？」

行政側の説明者

➤ 行政手続法：総務省行政管理局 行政手続室

➤ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）：

- ・ 総務省行政評価局政策評価課

➤ 国土交通省の公共事業評価：

- ・ 国土交通省大臣官房技術調査課

当日なされた意見交換内容等については目下整理中です。後日お知らせいたします。

4. 次回予定

第3回 2018年6月13日（水）17:00～ 衆1・第5会議室

テーマ オーフス条約からみる日本の市民参加

講師 大久保規子さん（大阪大学大学院法学研究科教授）

霞ヶ浦導水裁判の和解成立

那珂川はアユの漁獲高で日本一になることが多い天然アユのメッカであり、最下流で合流する涸沼川はシジミの三大産地の一つです。この那珂川の栃木・茨城県の漁協が国に霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口建設差し止めを求めた控訴審の口頭弁論が4月27日、東京高裁で開かれ、和解が成立しました。1月16日の控訴審で、東京高裁が和解勧告を出し、和解のための協議が続けられ、和解成立に至りました。霞ヶ浦導水裁判は長い闘いでした。2008年に提訴してから、今年は10年目になります。

都築政則裁判長が和解条項を一字一句読み上げた後、「和解は終着点ではなく出発点。意見交換で納得いく結論を導き、双方に有益なものになることを希望する」と述べました。

霞ヶ浦導水事業自体は必要性のない無意味な事業ですが、漁協側は勝訴の判決を得ることは至難のことだと考え、また、裁判所が示す和解案骨子が漁協の立場を考慮したものでしたので、和解の道を選びました。

和解条項を水源連ホームページに掲載しました。その骨子は下記のとおりです。

霞ヶ浦導水差し止め請求控訴審の和解条項 20180427

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2018/04/1dbb872ed327cc461b8717c4cc14d10c.pdf>

和解条項の骨子

(1) 那珂機場での本格運用までの間、意見交換の場を設置。国は漁協の意見を聞き、本格運用の方法を決める。年1回、原則7月に開催。別に申し入れがあれば1カ月以内に開催。意見聴取のための専門委員会も設置できる。

(2) アユの仔魚(しぎょ)保護などを念頭に、本格運用までの間、毎年10月～翌年1月の毎日午後6時～翌日午前8時の14時間は那珂川からの取水を行わない。

(3) 国は一定期間、霞ヶ浦から那珂川への少量の試験送水を行い、モニタリングを実施。水質などへの影響を調査する。国は結果を踏まえ、漁業、特にヤマトシジミへの被害を与えない方法を検討する。

漁業への影響で最も危惧されることの一つは、仔アユ(生まれたばかりのアユ)が秋から冬に那珂川を降るときに、導水事業による那珂川からの大量取水で、吸い込まれたりして死んでしまうことです。この問題については仔アユが降る夜間の取水を停止する期間が当初の10～11月から10月～翌年1月へと、2か月延長されました。

もう一つは、霞ヶ浦から那珂川への逆送水で、霞ヶ浦の汚濁物質が持ち込まれて、那珂川の魚介類に被害が発生することです。とりわけ心配されていることは高濃度のカビ臭物質が持ち込まれて、ヤマトシジミ等がカビ臭くなり、出荷停止の事態になることです。この問題については少量の試験送水を行い、モニタリングを実施しながら、那珂川の漁業に影響を与えない方法を検討することになりました。

霞ヶ浦導水事業のうち、霞ヶ浦と利根川を結ぶ利根導水路は1994年3月に完成しましたが、1995年9月の試験通水で霞ヶ浦の水を利根川に送水したところ、利根川でシジミの大

霞ヶ浦導水訴訟差止訴訟の和解成立を受けての弁護団声明

本日、霞ヶ浦導水事業の差止を求める民事訴訟について、東京高等裁判所において和解が成立した。

この訴訟は、茨城県・栃木県を流れる那珂川及び茨城県の涸沼に漁業権を持つすべての漁業組合が、2009年3月に霞ヶ浦導水事業（那珂樋管）の建設・使用の差止を求めて提起したものである。

和解条項では、まず、国が霞ヶ浦導水事業の実施に当たり、那珂川水系での漁業に配慮し、漁業組合の意見を尊重することをうたっている。

そのうえで、本格運用を開始するまでの間、国と漁業組合の意見交換の場を設置することとし、意見交換の場の実施要領を定めた。意見を聴取するための専門委員会の設置も決まっている。

さらに、本格実施までの運用方法として、以下のような取り決めをした。

(1) 毎年10月1日から翌年1月末までの間、毎日午後6時から翌朝午前8時まで、那珂川からの取水を停止する。

(2) 霞ヶ浦から那珂川への送水については、国は、少量の試験送水を行い、モニタリングを実施しながら、那珂川水系の漁業に影響を与えない方法を検討し、段階的に実施する。ただし、緊急やむをえない場合の送水は別とする。

(3) アユ・サケ、ヤマトシジミに関して、モニタリングの調査地点、調査項目、調査時期、調査頻度を定めた。

本件訴訟の目的は、アユの漁獲高が日本一多いなど豊富な漁業資源を誇る那珂川・涸沼の環境の悪化を防ぐことにあった。ことに、漁で生計を立てている組合員にとっては切実な問題であった。

上記の和解条項は、那珂川・涸沼の漁業資源に影響の生じることを防ぐための当面の運用方法と、今後の協議の仕組みを取り決めたもので、本来工事着工に当たり、国が漁業組合に提案すべきものであるが、漁業組合及び弁護団としては、これに従う限り、霞ヶ浦導水事業による漁業への影響を防ぎ、本件訴訟の目的を達成しうるものと判断し、和解に応じることとしたものである。

特に、夜間取水停止期間を従来の国の計画より2ヶ月長くしたこと、漁業組合の意見を取り入れた内容のモニタリング検査を国の費用により定期的を実施することを取り決めたことは、漁業組合の主張立証を反映したものであり、本件訴訟の重要な成果といえることができる。

この訴訟に関心を寄せ、ご協力・ご支援いただいたすべての方々に深く感謝するとともに、和解の成立に向けて尽力した関係者に敬意を表するものである。

われわれ弁護団は、この和解の成果を生かし、その適正な履行が確保され、那珂川水系の豊かな自然と漁業資源を将来にわたって守り抜けるよう、漁業組合を支え、今後も努力を続けることを表明する。

2018年4月27日

霞ヶ浦導水差止訴訟弁護団

霞ヶ浦導水事業について

○ 霞ヶ浦導水事業の仕組みと目的

利根川と霞ヶ浦、霞ヶ浦と那珂川を結ぶ導水路（地下トンネル）を建設し、導水路を使って水を行き来させることによって、次の三つの目的を担うことになっています。導水路のうち、利根川と霞ヶ浦を結ぶ利根導水路は 1994 年 3 月に完成しています。

- ① 茨城県・千葉県・東京都・埼玉県の都市用水を開発する。
- ② 渇水時に利根川、那珂川へ補給する。
- ③ 利根川、那珂川からの導水で霞ヶ浦等の水質を改善する。

○ 目的の喪失

しかし、導水事業の三つの目的は破綻しています。

水道用水・工業用水の需要が減少の一途を辿っており、水あまりが一層顕著になっていく時代において①、②の必要性は失われています。

③の霞ヶ浦の水質改善も国交省の机上の計算によるものに過ぎず、導水で霞ヶ浦の水質が改善されることは期待できません。

○ 事業費と工期

霞ヶ浦導水事業は 2016 年 3 月に事業計画の第 4 回変更が行われ、完成予定が 2023 年度末になりました。事業費は 1900 億円のままです。

しかし、霞ヶ浦と那珂川を結ぶ那珂導水路の大半の工事が残されていますので、今後、工期が延長され、事業費が大幅に増額されることが予想されます。

霞ヶ浦導水事業の仕組み



(関東地方整備局の資料に加筆)

茨城新聞

4月28日

土曜日

茨城新聞社

〒310-8686

水戸市笠原町978-25

電話(029)239-3001代

http://ibarakinews.jp

編集局

電話(029)239-3020

FAX(029)301-0362

霞ヶ浦導水訴訟和解

東京
高裁 国と漁協 意見交換

霞ヶ浦導水事業で那珂川と涸沼周辺の生態系が破壊され漁業権が侵害されるとして、流域の県内4漁協と栃木県の漁連が国に那珂川取水口(水戸市)の建設差し止めを求めた訴訟の口頭弁論が27日、東京高裁であり、国による水質のモニタリング検査や両者の意見交換の場設置など和解条項を最終確認し、和解が成立した。これにより、9年間の長期にわたる訴訟に終止符が打たれた。事業は2023年度完成を予定して進められる。

(23面に関連記事)

和解条項骨子

- ① 那珂川機場での本格運用までの間、意見交換の場を設置。国は漁協の意見を聞き、本格運用の方法を決める。年1回、原則7月に開催。別に申し入れがあれば1カ月以内に開催。意見聴取のための専門委員会も設置できる。
- ② アユの仔魚(しぎょ)保護などを念頭に、本格運用までの間、毎年10月～翌年1月の毎日午後6時～翌日午前8時の14時間間は那珂川からの取水を行わない。
- ③ 国は一定期間、霞ヶ浦から那珂川への少量の試験送水を行い、モニタリングを実施。水質などへの影響を調査する。国は結果を踏まえ、漁業、特にヤマトシジミへの被害を与えない方法を検討する。

和解条項は、那珂川機場同市の本格運用までを前提とし、霞ヶ浦から那珂川への試験送水で国が水質などをモニタリングし漁業被害を与えない方法を検討し、本格運用の方法について国と漁協が意見交換の場を設ける。ふ化したばかりのアユの吸い込み防止策として毎年10月～翌年1月の夜間の

都築裁判長は続けて「和解

取水を停止 などが盛り込まれた。

控訴審で漁協側は、国が示す10、11月の夜間取水停止は不十分と主張し、霞ヶ浦から那珂川への送水については、涸沼のヤマトシジミにカビ臭が移る恐れがあるなど訴えた。国はカビ臭物質は海水などで希釈されると主張してきた。

この日、満席となった傍聴席(42席)で漁協、国側双方の関係者が見守る中、都築裁判長が条項を読み上げ、和解成立を告げた。

解説

霞ヶ浦導水事業し、和解で10月から翌年1月までの4カ月間に拡大された。国による水質などのモニタリング検査も決まり、その結果に基づいて国は漁業を守るための方法を検討することになる。

国が譲歩、漁業被害防止へ

今回、高裁主導で両者の意見交換の場一設置が盛り込まれたのは画期的だろう。国は漁協の意見を聞きながら本格運用の準備を進めることが求められ、漁協はより効果的な被害防止のルール・仕組みを国と作る

1900億円のうち既に約8割が投入され、資材や人件費の高騰という情勢を踏まえれば、事業費が膨らむ可能性も否定できない。霞ヶ浦や、ラムサール条約に登録された涸沼を含む

は終着点ではなく出発点。意見交換で納得いく結論を導き、双方に有益なものになることを希望する」と述べた。

和解後の記者会見で、漁協側の弁護団長、谷萩陽一弁護士は「取水停止期間を国の計画より2カ月長くした。こと、モニタリング検査を国の費用で実施すること

場を確保できた。強行により地元とのあつれきを生んだ大型公共事業が各地であった中、良い例になるよう期待したい。建設事業費手から34年が経過する中、和解によって

たもので、訴訟の重要な成果」と表明。那珂川漁協(城里町)の添田規矩組合長は「これからが本当の協議の場。自然を守るため努力していく」と力強く語った。

国土交通省関東地方整備局は泊宏局長のコメントを発表し、「条項も踏まえ、漁協関係者の方々へ丁寧に対応するとともに、水質浄化や広域に及ぶ水利利用などを図るために重要な霞ヶ浦導水事業の推進に努める」とした。

田滑な事業推進期待 大井川和彦知事の話 今回和解成立は、国・漁協の間で相互に理解が深められたことによるものであり、大変意義があるものと考えている。県としては今後、関係者の理解の下、事業が円滑に進められることを期待している。

漁協側「まだ出発点」

霞ヶ浦導水訴訟和解

霞ヶ浦導水事業を巡る訴訟は27日、東京高裁で和解が成立した。生態系や漁業へ悪影響を与える恐れがあるとして、那珂川流域漁協が工事差し止めを求めた仮処分申請から10年。「長かった」「ここが出発点」。国が漁協側の意見を尊重する枠組みが整い、厚みは安堵の表情を見せた。

対立10年、安堵の表情



和解成立後に会見する那珂川漁協の添田規矩組合長（左から二目）ら
東京・霞ヶ浦の司法記者クラブ

〈霞ヶ浦導水事業の概略図〉



42の傍聴席が満席となった東京高裁81号法廷。「この和解が双方にとって有益なものとなるよう希望する」。都農政司裁判長の言葉に、県内3漁協の組合長が最前列で耳を傾けた。長年続いた法廷闘争が終わり、閉廷後は互いに握手を交わした。

「清流を守りたい」。那珂川とともに生きる流域漁協の組合員らがいかに求めたかは、補償ではなく、豊かな自然環境を後世に残したいという純粋な願いだった。

閉廷後に会見した那珂川漁協（城里町）の添田規矩組合長（75）は、今後はモニタリング調査の結果を踏まえ、毎年意見交換の場が設けられることから、「裁判所が言うようにまだ出発

点。国と協議しながら、那珂川の自然とアユの漁獲高日本一を保っていきたい」と先を見据えた。

霞ヶ浦の水でシジミにカビ菌が付くことを懸念してきた大沼沼漁協（茨城県）の坂本勉組合長（65）は「シジミ漁は若い世代が育ってきている」と強調。「後継者のためにも、国は調査結果とその情報開示についての確に对应してほしい」と注文した。

那珂川第一漁協（水戸市）の小林益三組合長（80）は「長かった。反対しようが（国には）放っておかれ、苦しい時代もあった」と、言葉を詰まらせた。和解をうれしげな表情で、これ以上裁判は続けれない」と、裁決の選択だったことを語り直した。

霞ヶ浦導水事業に伴う那珂川取水口建設差し止め訴訟が27日、和解した。一那珂川の自然を子孫に残したい。和解案には、かつて漁協側の先頭に立ち続けた人の思いが託されている。昨年、84歳で亡くなった那珂川漁協組合長（当時

元那珂川漁協組合長 故 君島恭一さん



霞ヶ浦導水訴訟一審判決後の報告集會に出席した君島恭一さん＝2015年7月、水戸市三の丸、村田知宏撮影

君島恭一さん（城里町）。那珂川流域の漁協に共闘を呼び掛け、長年、漁業者らの不安を代弁し続けた。昨年9月、水戸市内の病院で、君島さんは息に絶え、ユープを通じた状態で見舞いの弁護士や漁協幹部らに告げた。「後は託した」。

君島さんは、息に絶え、ユープを通じた状態で見舞いの弁護士や漁協幹部らに告げた。「後は託した」。

君島さんは、息に絶え、ユープを通じた状態で見舞いの弁護士や漁協幹部らに告げた。「後は託した」。

君島さんは、息に絶え、ユープを通じた状態で見舞いの弁護士や漁協幹部らに告げた。「後は託した」。

君島さんは、息に絶え、ユープを通じた状態で見舞いの弁護士や漁協幹部らに告げた。「後は託した」。

君島さんは、息に絶え、ユープを通じた状態で見舞いの弁護士や漁協幹部らに告げた。「後は託した」。

君島さんは、息に絶え、ユープを通じた状態で見舞いの弁護士や漁協幹部らに告げた。「後は託した」。

自然を子孫に思い託す

弁護団長の谷萩陽一弁護士は、和解案を「漁業への影響を防ぎ、訴訟の目的を達成し得るもの」と評価。夜間取水停止期間の拡大などに「一漁協の主張を反映したものであり、重要な成果」と強調した。

国が和解案を受け入れたことに、「最終的な決定権は譲らなかつたが、裁判所の説得もあり、他の条件はかなりのんでくれた。運用がどうあれ、何とか建設を進めたい考えなのだろう」と推察した。（戸島大樹）

霞ヶ浦導水事業。霞ヶ浦と那珂川、利根川を地下トンネル（計約45・6キロ）で結び、水を引き上げる。霞ヶ浦の水質浄化、那珂川と利根川の治水対策、本県と東京、埼玉、千葉の4都県への水道・工業用水の供給などが狙い。1984年

に建設事業着手。総事業費は約1900億円。本県負担額は約2001億円。計画変更を繰り返して、当初の完成予定は93年だったが、現在2033年度、予算の約8割を消化したものの、工事の進捗（しんちく）は約4割にとどまる。

- 霞ヶ浦導水事業と訴訟の経過
- 1984年4月 ▶建設事業着手
 - 2007年9月 ▶国が那珂川取水口建設計画を通告
 - 08年3月 ▶漁協が取水口工事の差し止めを求めた仮処分申請
 - 4月 ▶国が取水口工事を開始
 - 09年3月 ▶取水口工事差し止め求め提訴
 - 8月 ▶衆院選で民主党政権誕生
 - 10月 ▶事業凍結
 - 12月 ▶漁協側が仮処分申請取下げ
 - 12年12月 ▶衆院選で自公が政権奪還
 - 14年8月 ▶事業再開決定
 - 15年7月 ▶水戸地裁が請求棄却、1審側控訴
 - 18年1月 ▶東京高裁が和解勧告
 - 3月 ▶東京高裁が和解案提示
 - 4月 ▶東京高裁で和解成立

遠くから
わざわざ尋ねてくる
皮膚病漢方薬専門
日産薬局
常陸太田市栄町2474 TEL0294-72-0351
毎週木曜日は定休です

栃木県南水道の地下水１００％の維持を求める運動 思川開発（南摩ダム）の水の供給と自己水源「地下水」の大幅削減に反対する

栃木県南地域の地下水を生かす市民ネットワーク

栃木県の栃木市、下野市及び壬生町の水道水は、地下水のみを水源としています。それにより、安全で、おいしくて、安い水が安定的に住民に供給されています。

ところが、２市１町は、２０３０年度に水道水源の３５％を河川水にするとの栃木県の方針に賛同し、その方針実現のため、県が計画する「県南広域的水道整備事業」（県が思川開発（南摩ダムの水を２市１町に水道用水として供給する事業）の検討・協議を、県とともに始めています。

栃木県は、２市１町の水道水に河川水を導入しなければならない理由を、渇水、汚染及び地盤沈下のリスクを避け、安全な水道水の安定的な供給を確保するためとしています。

しかし、渇水時に供給が不安定になるのは河川水ですし、福島第一原発事故の放射能汚染からも明らかなように汚染に弱いのは河川水です。また、県南地域の地盤沈下は、県による原因調査によっても水道用地下水との因果関係が認められていない上、地盤沈下自体沈静化していますので、地盤沈下対策も理由になりません。県が挙げる理由はいずれも的外れです。

栃木県が県南広域的水道整備事業を推進する真の理由は、別のところにあります。真の理由は、栃木県が参画している思川開発による新規水源 0.403 ㎥／秒を使う水道事業の実施を国から求められていることにあります。

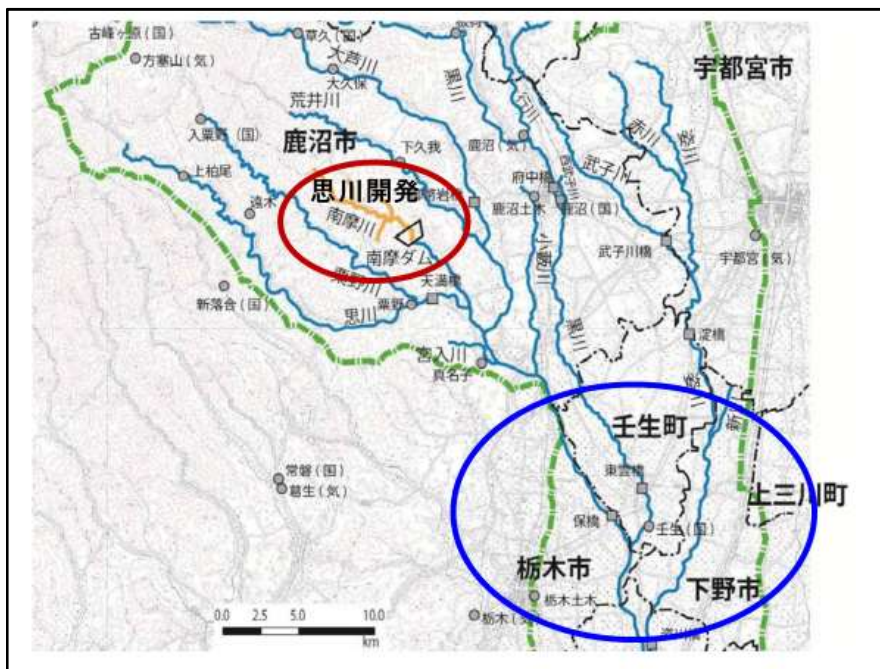
県の計画通りに、水道水源を河川水に切り替えていけば、その分、安全で、おいしくて、安く、安定的な地下水を放棄することになり、水道水はまずくなり、水道料金は大幅に上がります。

そこで、私たちは、２市１町が水道水源に河川水を導入することなく、これからも地下水１００％の水道水を維持することを求める運動を進めています。

次ページ以降に説明スライドと、地下水１００％の水道水維持を求める署名活動で配布している両面のチラシを掲載しますので、ご覧ください。

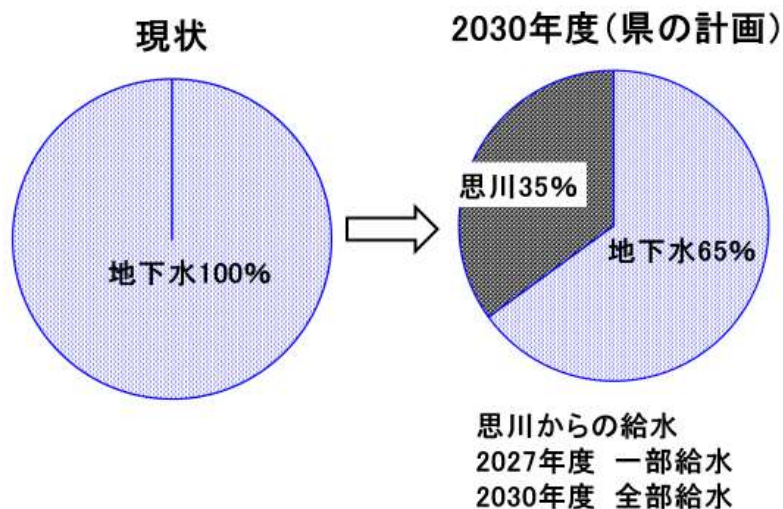
【参考】思川開発（南摩ダム）について

ダム予定地	栃木県鹿沼市上南摩町
ダム型式	ロックフィルダム
総貯水容量	約５０００万㎥
導水路	南摩川は小川のような小河川であるので、思川支流の黒川と大芦川から導水する導水路を建設
目的	①水道用水の供給（栃木県、鹿沼市、小山市、古河市、五霞町、埼玉県、北千葉広域水道企業団）、②渇水時の補給、③洪水調節
工期	２０２４年度末（延長される可能性が大）
総事業費	約１８５０億円（増額される可能性が大）



思川開発と三市町（栃木市、下野市、壬生町）の位置図

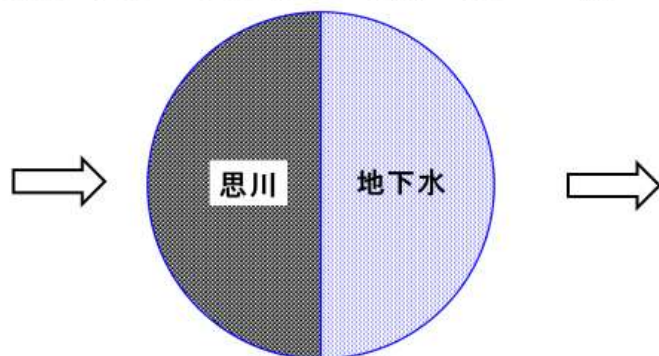
栃木市、下野市、壬生町の水道の水源割合



三市町水道に思川開発の水を供給する栃木県の計画

栃木市、下野市、壬生町の水道の水源割合

2030年度より先の予想(自己水源の廃止が徐々に進行)



三市町は、県南広域水道の割当水量分の使用料金は使っても使わなくても徴取されるため、その使用を優先し、自己水源を減らしていく可能性が高い。

将来は三市町水道水源の地下水の割合が更に低下していくことが予想される。

高くてもずい水はご免だ 地下水100%の水道水を守ろう！



栃木市・下野市・壬生町の水道水は地下水100%で問題なし

栃木市・下野市・壬生町（以下「2市1町」）の水道水は100%地下水です。そのおかげで、2市1町は安全でおいしくて安い水道水を安定的に提供してきました。現在、水質・水量ともに大きな問題はなく、地盤沈下の原因にもなっていません。

ところが
びくびく！

2市1町は河川水を導入する予定？

「2030年度に2市1町の水道需要量の35%を地下水から河川水に置き換える」という栃木県（以下「県」）の方針に2市1町の首長は賛同しました（ただし、住民も議会も了承しておらず、「決定」ではない）。河川水を導入する表向きの理由は「2市1町で渇水・地下水汚染・地盤沈下が危惧される」ということです。しかし、その実態は、県が、必要性もないのに、南摩ダム（2024年に完成予定）に日量約35,000 m³（約8万人分）もの水道用水を申し込んでしまったために、その全量を2市1町に使わせようとしているのです。

2市1町が河川水を導入する理由は成り立ちません

ちょっと
待って！



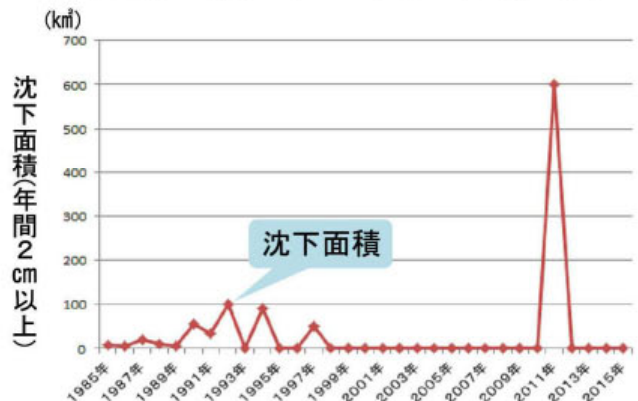
渇水に備えるというけれど

渇水に強いのが地下水です。雨が少ない年にダムの貯水量が少ないと騒ぐのは、河川水を水源とする自治体です。河川水の導入は渇水対策にはなりません。

地下水汚染に備えるというけれど

現状の地下水源で十分に安全な水道水が供給されています。2011年の原発事故で放射能汚染が問題になりましたが、2市1町の水源はほとんどが深井戸であり、放射能汚染が及ぶことはありません。

栃木県・県南地域の地盤沈下面積の推移



【注】2011年の沈下面積の増加は東日本大震災の影響による

20年前から地盤沈下は沈静化している

出典：栃木県地盤変動・地下水位調査報告書(2015年度)

県南地域の地盤沈下は20年前から沈静化しています。水道用地下水の採取は2割のみで、その大半は農業用が占めています。農業用の地下水採取の減少に伴い、地盤沈下は沈静化しました。

地盤沈下を防止するというけれど

河川水を導入すれば、水道料金が大幅に値上がり！

県は南摩ダムからの水を使って2市1町に水道用水を卸売りする「県南広域的水道」整備事業を計画しています。2市1町が賛同すると浄水場から送水される水を買うことになります。



水道料金が・・・ 40～60%値上げに！

2市1町が河川水を導入すれば、安定供給に逆行するだけでなく、水道料金が大幅に値上がりします。

県は、広域的水道の施設整備費約207億円、南摩ダムの建設負担金約64億円などの莫大な費用を負担し、その費用を水の販売価格に転嫁するからです。

専門家は、2市1町の水道料金が40～60%程度の値上げになると試算しています。おまけに水道水はまずくなり、濁水に弱くなります。

2市1町が河川水を導入して、良いことは何もありません。

最優先課題は、施設の老朽化対策！

水源確保に投資している
場合ではありません

日本政策投資銀行は、全国の水道が経常利益を確保しながら経営を持続するには、2046年度までに水道料金を2014年度比63.4%増の水準まで、段階的に値上げする必要があると試算しています。老朽化した施設を更新するための費用が増えるのに、需要の減少により料金収入が減るからです。

水道事業を普通に持続させるだけでも、6割もの料金値上げが必要と言われているなかで、不要な水源確保に投資している場合ではありません。

おいしい水をいつまでも！

地下水は最良の水源です。県は「水道水源が地下水100%ではいけない」と言っていますが、ヨーロッパでは河川水を取水、浄化後、地下に浸透させ、できるだけ地下水に近づけています。2市1町は豊かな地下水を適正に利用し続けてきた地域です。この恵まれた資源を守りながら、有効に使い続け、未来へ引き継ぐことが私たちの選ぶ道だと考えます。

2市1町が高くて、まずくて、危機管理対策にもならない河川水を導入することなく、これからも地下水100%の水道水を維持することを求めましょう。

栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク

事務局 〒320-0055 宇都宮市下戸祭1-2-4(八幡山法律事務所内)
TEL 028-600-5106 / FAX 028-600-5107

発行：栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク 2017年9月

- 思川開発事業と栃木市の水道水を考える会 ☎ 0282-23-1078
- 下野市の水道水を考える市民ネットワーク ☎ 0285-44-6891
- 壬生町の水と環境を守る会 ☎ 0282-87-2048

「水はダムなくても足りる」“設楽ダム” 事業からの撤退求め住民提訴

5月23日、国が愛知県設楽町で建設計画を進めている設楽ダムに反対する住民162人が愛知県に対して、事業からの撤退を求める訴えを起こしました。

設楽ダムの計画が発表されたのは1973年のことです。愛知県においても水需要は低迷しており、人口減少が顕著になる時代、設楽ダムがたとえ予定通り2026年度に完成したとしても、無用の長物になることは明らかです。

その記事とニュースを掲載します。

「設楽ダム、県は撤退を」 名古屋地裁、住民ら2度目提訴

(中日新聞 2018年5月24日) www.chunichi.co.jp/s/article/2018052490013029.html

国が愛知県設楽町の豊川上流に建設中で、県も費用の一部を負担している設楽ダムを巡り、水道用水は不足していないためダムは不必要として、地元などの住民162人が23日、県知事らに負担金の支出差し止めや建設事業からの撤退を求める訴訟を名古屋地裁に起こした。

訴状によると、ダムが造られる東三河の豊川流域の水道用水の需要量について、計画段階では2015年に1日当たり33万立方メートルとしていたが、実際は約2割下回る27万立方メートルだった。このため、水道用水は足りているとして「県がダム建設に加わる必要はない」と主張している。

住民側の弁護団によると、県が水道用水の利用から撤退すると、関連法が定める建設の条件を満たさなくなるため、現在の計画全体を進められないという。

愛知県土地水資源課は「訴状が届いていないためコメントできない」とした。

設楽ダムへの支出差し止めを求める住民訴訟は2回目。住民監査請求が4月、県監査委員に却下されたため提訴した。07年に起こした前回の訴訟では一審、二審とも「計画が著しく合理性を欠くとは言えない」と棄却され、14年に敗訴が確定した。

設楽ダムは総貯水量9800万立方メートルで、26年度に完成予定。洪水の防止やかんがいなどを目的とする。総事業費約2400億円のうち県は809億円を負担する予定で、16年度末までに周辺の道路整備などで196億円を支出した。

設楽ダムは「不要」と提訴 反対住民2度目、名古屋

(日本経済新聞 2018年5月24日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ030892110U8A520C1000000/>

国が愛知県設楽町で建設計画を進めている多目的ダム「設楽ダム」に反対する住民162人は23日、ダムは不要として、大村秀章知事と県企業庁長を相手に国へのダム使用の申請を取り下げることを求める訴訟を名古屋地裁に起こした。

同ダムを巡っては2007年にも反対派住民が知事らに建設負担金の支出差し止めを求め提訴したが、14年に最高裁で敗訴が確定した。

訴状によると、15年度に愛知県東部の1日の最大需要が34万トンになるとした県の想定

に対し、17 年 3 月に公表された 15 年度分の上水道の給水実績は 27 万トンにとどまっており、ダム必要性が失われたとしている。

住民らは今年 3 月、県監査委員に監査請求したが「ダムなどの施設整備には時間がかかり、急に需要が増えても完成するまで供給できない」などの理由で却下された。〔共同〕

“設楽ダム建設” 撤退求め提訴

(NHK 東海 NEWS WEB 2018 年 05 月 23 日 20 時 57 分)

<https://www3.nhk.or.jp/tokai-news/20180523/4856761.html>

愛知県が費用を一部負担し、平成 38 年の完成を目指して工事が進められている設楽ダムについて、建設に反対する住民などが、「不要なダムのために費用を負担するのは違法だ」として、愛知県知事に建設事業から撤退するよう求める訴えを名古屋地方裁判所に起こしました。

訴えを起こしたのは愛知県の住民ら 162 人です。

設楽ダムは水道用水や農業用水の供給と洪水対策を目的に、国が約 2400 億円かけて愛知県設楽町に建設を進めていて、3 分の 1 の 720 億円は県が負担します。

民主党政権のもとで事業の見直しの対象となり、一時、工事が凍結されましたが、現在、平成 38 年の完成を目指して建設が進められています。

訴えによりますと、愛知県は平成 18 年に公表した計画で、ダムが必要な根拠として、平成 27 年に水道用水の需要が増えることをあげたのに、実際の需要は想定を下回ったとしています。

その上で、「不要なダムの建設費を県が負担するのは違法だ」などとして、愛知県知事に建設から撤退するよう求めています。

原告の 1 人で、新城市の白井倫啓さんは「新城では節水はほとんど経験したことがなく、ダム建設は百害あって一利なしだ」と話しました。

一方、愛知県は「訴状が届いていないのでコメントできない」としています。

「水はダムなくても足りる」計画進む “設楽ダム” 事業からの撤退求め住民が提訴 愛知

(東海テレビ 2018 年 5 月 23 日 20:30)

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20180523-00003487-tokaiv-123>

愛知県設楽町で計画が進む「設楽ダム」。建設に反対する住民らが愛知県を相手取り事業から撤退するよう求める訴えを起こしました。

訴えを起こしたのは愛知県内の住民グループ 162 人で、上水道に使う水はダムがなくても足りるとして、県に事業から撤退するよう求めています。

住民グループは 2007 年にも同様の訴えを起こし 2014 年に最高裁で敗訴が確定しています。

原告は計画の前提となった 2015 年時点の水道の需要が想定を下回り、設楽ダムからの供給の必要性が失われたとしています。

愛知県は「訴状が届いていないのでコメントできない」としています

設楽ダム建設計画、反対住民ら提訴

(中部日本放送 2018年5月24日 6:54)

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20180524-00007047-cbcv-123>

愛知県設楽町で進む、設楽ダム建設計画に反対する住民グループが、大村知事らに対し、国へのダム使用の申請を取り下げることなどを求め提訴しました。

訴えを起こしたのは、設楽ダム計画に反対する地元の住民ら162人です。

住民らは、「愛知県東部は1日の上水道の需要量が最大34万トンになる」とした県の想定に対し、去年公表された給水実績が27万トンに留まっていることから、ダムの必要性は失われたと主張。

大村知事らに対し、国へのダム使用の申請を取り下げることなどを求めています。

設楽ダムを巡る住民訴訟は、2007年にも起こされましたが、最高裁で敗訴が確定しています。

【参考】設楽ダムについて

目	的：洪水調節 流水の正常な機能の維持 かんがい・水道用水
ダムの形式	重力式コンクリートダム
堤高	：約129m
総貯水容量	：9,800万m ³
工期	：平成38年度
総事業費	：約2,400億円



位置図

事業の目的

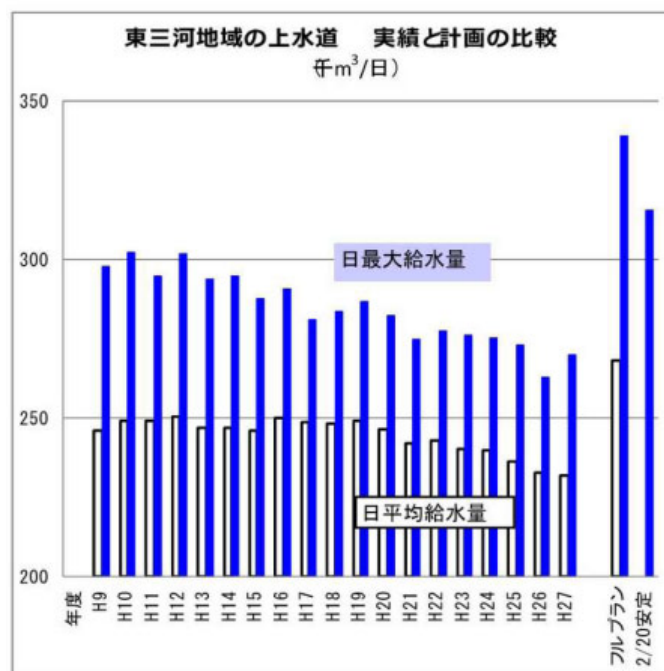
■洪水時の流量を調節して、河道の整備とあわせて豊川流域の洪水被害を軽減する。

■渇水時にも、豊川に一定量の水が流れるようにする。

■東三河地域に新たな水道用水と農業用水の供給を可能にする。

<水道> 愛知県東三河地域の水道用水として、新たに毎秒0.179 m³の取水を可能とする。

「設楽ダムの建設中止を求める会」作成



国土交通省・水資源開発分科会 役割が終わったフルプランの延命策 「リスク管理型の水の安定供給」という理由でダム等事業を推進

国土交通省の国土審議会第18回水資源開発分科会が今年3月6日に開かれました。議題は水資源開発基本計画（フルプラン）の策定をどのように進めていくかでした。

フルプランは利根川・荒川・豊川・木曽川・淀川・吉野川・筑後川の7水系について水需給計画をつくり、ダム等の水源開発事業が利水面で必要であることを示すものです。利水面でのダム等水源開発事業の上位計画になります。

しかし、水需要が減少の一途をたどり、水余りが一層進行していく時代において水需給計画で新規のダム等水源開発事業を位置づけることが困難になってきました。

これらの指定水系では、ハッ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業、設楽ダム、川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、小石原川ダムといった事業が進められ、木曽川水系連絡導水路が計画されています。このうち、思川開発、川上ダム、小石原川ダム、木曽川水系連絡導水路は（独）水資源機構の事業で、そのほかの4事業は国土交通省の直轄事業です。

国土交通省はこれらの事業を何としても推進するため、「リスク管理型の水の安定供給」が必要であるという新たな理由をつけて、これらの事業をフルプランに位置付けることを考えました

今回の水資源開発分科会はこのフルプランの延命策を審議するものでした。

例えば、配布資料のうち、（資料3-2）「次期水資源開発基本計画策定に当たっての検討事項～説明資料」を見ると、次のように書いてあります。

各水系で想定されるリスク・影響の把握

① 大規模地震対策

- ・ 各水系において想定される巨大地震（南海トラフ地震、首都圏直下地震、活断層による地震）

② 施設老朽化に伴う大規模事故

- ・ 水インフラの老朽化の状況（漏水率、経年化率）
- ・ 老朽化による事故発生状況（被害規模、応急・復旧対応状況）

③ 危機的な渇水

- ・ 渇水発生状況
- ・ 渇水被害状況（取水・給水制限、被害規模、対応状況、想定被害）

④ 気候変動リスク（気温上昇・豪雨・浸水等）

- ・ 各水系において想定されるリスク
- ・ 水インフラ、水需給における被害想定

要するに、従来の水需給計画では新規の水源開発事業の必要性がなくなっても、各水系で想定される様々なリスクに備えるために、進行中の水源開発事業が必要だという理由を付けて、各水系のフルプランを変更していこうということです。

本来は水需要減少の時代においてフルプランはその役割が終わっているのですから、フルプランを廃止し、新規のダム等事業は利水面の必要性がなくなったことを明言すべきなのですが、国土交通省は「リスク管理型の水の安定供給」という新たな理由を付けて、フルプランの延命策を図り、ダム等事業を推進しようとしているのです。

なお、各指定水系の現行フルプランの水需給計画は2015年度までで（吉野川は2010年度まで）、とくに期限切れになっています。

法律に基づいて計画を策定し、その計画に沿って事業を進めるのが行政の責務であるにもかかわらず、国土交通省が法律を軽視した行為を公然と行い、フルプランを長期間、期限切れのままにし、上位計画の裏付けなしでハツ場ダム等の事業を推進しているのは由々しき問題です。

この分科会の配布資料と議事録が国土交通省のホームページに掲載されています。

国土交通省 国土審議会 水資源開発分科会 平成30年3月6日

議事録 <http://www.mlit.go.jp/common/001233295.pdf>

配布資料 http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/water02_sg_000078.html

配布資料の中で、特に見るべきものを掲載しておきます。

（文責 嶋津暉之）

水資源開発基本計画の見直しについて

- 戦後の大都市圏における水需要の急増を背景として、昭和36年に「水資源開発促進法」を制定して以来、7つの水資源開発水系において、フルプランに基づく水資源開発施設の整備が進展。開発水量の確保がおおむね達成される見通しとなっているが、一部の施設は未だ整備中。
- また、近年、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、平成25年度よりフルプラン全部変更に向けた議論が本格化。
- 平成29年5月の答申を受け、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、フルプランの抜本的な見直しに着手。

平成27年3月の答申

『今後の水資源政策のあり方について』

国土審議会水資源開発分科会
H25.10.22諮問
H27. 3.27答申

・大規模災害、大規模な事故、危機的な渇水等の新たなリスクの顕在化を踏まえた、今後の水資源政策のあり方についての基本的な考え方を示したもの

【今後の水資源政策の基本理念】

『安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すこと』

～ 需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ ～

平成29年5月の答申

『リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について』

国土審議会水資源開発分科会
H28.12.22諮問
H29. 5.12答申

・先の答申を踏まえ新たなフルプランの策定指針を示したもの
新たな水資源開発基本計画のあり方

1. 水供給を巡るリスクに対応するための計画
発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクにも対応
2. 水供給の安全度を総合的に確保するための計画
不確定要素を考慮して、水需給バランスを総合的に評価
地域の実情に即した取組を着実に推進
3. 既存施設の徹底活用
大規模災害等の危機時も含めて水の安定供給を確保
4. ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保
水供給の全体システムとしての機能を確保するため、
ハード対策とソフト対策を一体的に推進

各水系のフルプランの見直しに着手

・利根川水系及び荒川水系 ・豊川水系 ・木曽川水系 ・淀川水系 ・吉野川水系 ・筑後川水系

フルプラン変更の基本的な考え方・進め方

基本的な考え方

- 今回のフルプランの変更は、戦後の大都市圏における水需要の急増を背景として、昭和36年に「水資源開発促進法」を制定して以来五十余年にわたり、7つの水資源開発水系において水資源開発施設の整備を進めてきた「需要主導型」のフルプランから、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、「リスク管理型」のフルプランへと変わる抜本的な変更であることから、丁寧な審議が必要。
- また、各水系毎の審議において、ある程度統一性のとれた審議が進められるよう、1つの水系（先行水系）について、先行して審議を行い、これを一つの目安として、他水系の全部変更の審議を進める。
- 一方、平成29年5月の答申に盛り込まれた提言のうち、社会的ニーズの高いものについては、早期にフルプランに反映することが必要。

フルプラン変更の進め方

◆ 次期計画の策定（全部変更）

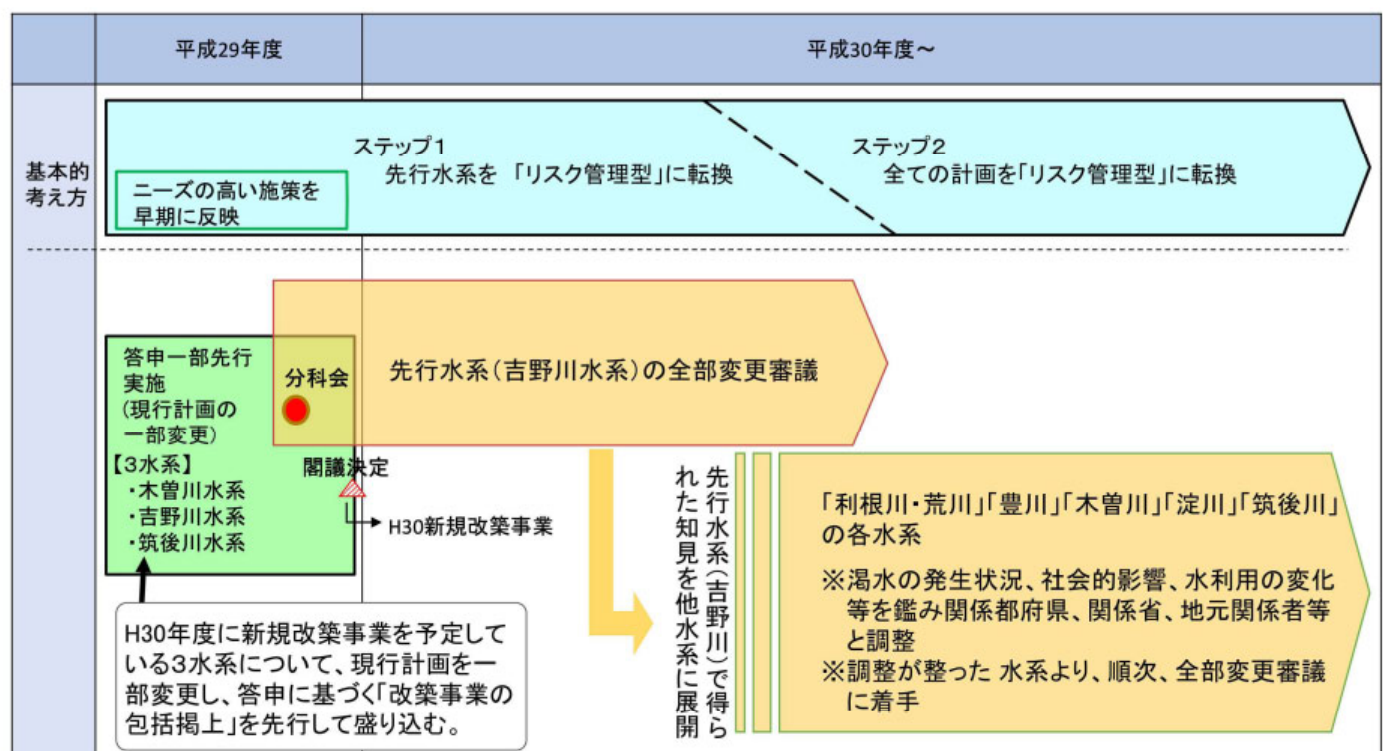
- リスク管理型への抜本的な転換が急がれる水系（先行水系）で、「全部変更」に向けた作業を先行的に進める。
- 先行水系は、近年も渇水が頻発し、また、目標年度も現行計画の中で最も早い「吉野川水系」とする。
- 先行水系の全部変更審議に引き続き、先行水系での審議過程で得られた知見をもとに、他水系のフルプラン全部変更の審議に着手する。

◆ ニーズの高い施策を早期に反映（現行計画の一部変更での対応）

- 答申で提言された「改築事業群の包括掲上」について、水資源開発施設等の老朽化対策、大規模地震対策等の改築事業は、社会的ニーズも高く喫緊の課題。
- このため、全部変更前であっても、改築事業を機動的に展開するために、フルプランを変更（新規事業を掲上）する必要が生じた水系（木曽川水系、吉野川水系、筑後川水系）については、現行計画の一部変更により平成29年5月の答申に基づく「改築事業群の包括掲上」を先行して計画に盛り込むこととする。

3

フルプラン変更のスケジュール



4

日本の人口推計からわかる水源開発事業の無駄

国立社会保障・人口問題研究所が今年3月30日に『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計）を発表しました。

http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/2gaiyo_hyo/gaiyo.asp

2015年までの国勢調査の結果に基づき、2020～2045年の人口を推計したものです。

利根川流域では八ッ場ダム、思川開発（南摩ダム）、霞ヶ浦導水事業が推進されています。これらの事業の主目的は、水需要の増加を前提とした都市用水の開発（水源開発）です。これらの事業に参画している利根川流域6都県の人口を見ると、

一極集中が進む東京都は、2045年の人口は2015年とほぼ同じですが（2030年からは減少）、他の5県は確実に減っていきます。

埼玉県、千葉県は2045年の人口が2015年の90%以下まで減ります。

茨城県、栃木県、群馬県は2045年の人口が2015年の80%以下まで減ります。

利根川流域6都県は現在でも水需要をはるかに上回る水源をすでに確保しているのですが、人口増加等による水需要の増加を見込んで八ッ場ダム等の事業に参画しています。

しかし、この推計のように人口が確実に減っていき、水需要が減少の一途を辿る時代において、新規の水源開発事業が必要であるはずがありません。

地元住民を核とした反対運動が高まっている石木ダムも同様です。石木ダムに参画している佐世保市の場合、2045年の人口が2015年の80%以下まで減ります。どう見ても、石木ダムは佐世保市水道にとって無用の長物です。（文責 嶋津暉之）

都道府県	総人口（人）						
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
茨城県	2,916,976	2,844,791	2,750,204	2,638,185	2,512,144	2,376,146	2,235,686
栃木県	1,974,255	1,930,235	1,872,842	1,805,949	1,730,414	1,647,288	1,560,619
群馬県	1,973,115	1,926,268	1,865,565	1,796,233	1,719,914	1,637,642	1,552,950
埼玉県	7,266,534	7,272,830	7,202,953	7,076,167	6,909,319	6,721,414	6,524,800
千葉県	6,222,666	6,204,651	6,118,170	5,985,915	5,822,882	5,645,611	5,463,363
東京都	13,515,271	13,732,951	13,845,936	13,882,538	13,851,782	13,758,624	13,606,683

長崎県佐世保市	255,439	248,176	239,819	230,906	221,512	211,781	202,094
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

全国	127,094,745	125,324,842	122,544,103	119,125,139	115,215,698	110,918,555	106,421,185
----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

	平成27（2015）年の総人口を100としたときの総人口の指数						
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
茨城県	100	97.5	94.3	90.4	86.1	81.5	76.6
栃木県	100	97.8	94.9	91.5	87.6	83.4	79
群馬県	100	97.6	94.5	91	87.2	83	78.7
埼玉県	100	100.1	99.1	97.4	95.1	92.5	89.8
千葉県	100	99.7	98.3	96.2	93.6	90.7	87.8
東京都	100	101.6	102.4	102.7	102.5	101.8	100.7

長崎県佐世保市	100	97.2	93.9	90.4	86.7	82.9	79.1
---------	-----	------	------	------	------	------	------

全国	100	98.6	96.4	93.7	90.7	87.3	83.7
----	-----	------	------	------	------	------	------

関連記事を転載します。

全都道府県 2030年人口減 45年将来推計 市区町村では9割超

(東京新聞 2018年3月31日)

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201803/CK2018033102000148.html>

都道府県別将来推計人口	2015年 人口	45年 推計人口	15年を100 とした指数
全 国	1億2709.5 万人	1億0642.1 万人	83.7
北海道	538.2万人	400.5万人	74.4
青森	130.8	82.4	63.0
岩手	128.0	88.5	69.1
宮城	233.4	180.9	77.5
秋田	102.3	60.2	58.8
山形	112.4	76.8	68.4
福島	191.4	131.5	68.7
茨城	291.7	223.6	76.6
栃木	197.4	156.1	79.0
群馬	197.3	155.3	78.7
埼玉	726.7	652.5	89.8
千葉	622.3	546.3	87.8
東京	1351.5	1360.7	100.7
神奈川	912.6	831.3	91.1
新潟	230.4	169.9	73.7
富山	106.6	81.7	76.7
石川	115.4	94.8	82.1
福井	78.7	61.4	78.1
山梨	83.5	59.9	71.7
長野	209.9	161.5	76.9
岐阜	203.2	155.7	76.6
静岡	370.0	294.3	79.5
愛知	748.3	689.9	92.2
三重	181.6	143.1	78.8
滋賀	141.3	126.3	89.4
京都	261.0	213.7	81.9
大阪	883.9	733.5	83.0
兵庫	553.5	453.2	81.9
奈良	136.4	99.8	73.2
和歌山	96.4	68.8	71.4
鳥取	57.3	44.9	78.2
根拠	69.4	52.9	76.2
岡山	192.2	162.0	84.3
広島	284.4	242.9	85.4
山口	140.5	103.6	73.7
徳島	75.6	53.5	70.8
香川	97.6	77.6	79.5
愛媛	138.5	101.3	73.1
高知	72.8	49.8	68.4
福岡	510.2	455.4	89.3
佐賀	83.3	66.4	79.7
長崎	137.7	98.2	71.3
熊本	178.6	144.2	80.8
大分	116.6	89.7	76.9
宮崎	110.4	82.5	74.7
鹿児島	164.8	120.4	73.1
沖縄	143.4	142.8	99.6

(国立社会保障・人口問題研究所による)

国立社会保障・人口問題研究所は三十日、二〇四五年までの都道府県や市区町村別の将来推計人口を発表した。東京や沖縄の人口増は三〇年まで続くが、その後減少に転じ、全ての都道府県で人口が減っていくと試算。総人口は二千万人減の一億六千四百四十二万一千人となり、秋田が四割以上減るなど東京を除く四十六道府県で一五年よりも少なくなる。市区町村の94・4%で人口が減り、四割以上減るところも40・9%に上った。

約五年に一度、国勢調査や想定される出生率などを基に地域ごとの推計人口を算出する。近年の出生率の上昇を受け、一三年の前回発表と比べて減少ペースは緩和したもの、六十五歳以上の割合は全ての都道府県で三割を超えるとされ、少子高齢化の傾向は変わらない。

同研究所は昨年四月、国勢調査などを基に六五年の人口を八千八百八万人とする推計を発表。今回発表された推計値の合計はその時に発表された四五年の推計人口と合致する。

今回の推計では、二〇年以降も増えるのは東京、沖縄だけだが、この二都県も三〇～三五年の間に減少に転じる。前回発表では、全都道府県で減少するのは二〇～二五年とされていたが、時期が十年先延ばしとなった。

一五年人口を一〇〇とした場合の四五年人口を示す指数をみると、日本全体は八三・七(減少率16・3%)。人口減が著しいのは秋田の

五八・八(同41・2%)。青森の六三・〇(同37・0%)、山形と高知の六八・四(同31・6%)が続いた。増加するのは東京の一〇〇・七(増加率0・7%)だけだった。

大都市圏への流入も進み、総人口に占める割合は東京が12・8%、神奈川が7・8%、大阪が6・9%。四人に一人が住むようになる。

四五年に六十五歳以上の割合が高くなるのは、秋田の50・1%、青森の46・8%、福島の44・2%。低いのは東京の30・7%、沖縄の31・4%、愛知の33・1%。

水道・下水道の民営化推進の動き

1 民営化推進のための法改正の動き

水道・下水道の民営化を推進するための法改正が行われようとしています。水道に関しては民営化を可能にする水道法改正案が今通常国会に3月9日に再上程されました（5月25日段階では厚生労働委員会にまだ付託されていません）。さらに、水道・下水道等の民営化を進めやすくするため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」の改正も行われようとしています。この法案はすでに5月15日に衆議院で可決され、参議院に送られています。

内閣府のHPにPFI法改正案の内容が掲載され、次の目標まで掲げられています。

http://www.cao.go.jp/houan/doc/196_4gaiyou.pdf

○事業規模：平成25～34年度までの10年間で21兆円（コンセッション事業は7兆円）

○コンセッション事業件数：水道6件、下水道6件、文教施設3件、国際会議場施設等6件

この法律は名称が「民間資金等の活用による・・・」となっていますが、上下水道の場合は収入が料金から得られますので、民間資金等の活用の主眼があるわけではありません。民間企業に運用権を譲渡することによって、公営ではなく、民間企業の観点で経営の効率化を進めることを企図したものです。

2 民営化（運営権の譲渡）で危惧されること

しかし、上下水道の運用権を民間企業に譲渡した場合に次のように危惧されることがいろいろあります。

- ① 特に外国資本が入った民間企業の場合、企業の利益を上げるために経営の効率化が行われ、その利益が外国資本の株主に回され、水道・下水道の利用者に還元されないのではないのか。
- ② 経営効率化といっても、その多くは人件費の削減によることになり、合理化で、働く人々にしわ寄せがいくのではないのか。正規職員から非正規職員への転換が進むのではないのか。
- ③ 水道、下水道という生活に身近な施設の運用を民間企業に丸投げするのは危険ではないのか。利益を追求するために様々なサービスが低下していくのではないのか。
フランスのパリ市水道などでは上記のような問題があるため、再公営化が行われました。

以下、法改正で何が行われようとしているかを見ておきます。

3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」改正案

PFI法そのものは1999年に制定されていますが、今回の改正はその手続きを簡素化しようというものです。

現行法では、自治体が公共施設の運営権者として指定する民間事業者に施設の使用許可を出す際、民間事業者を従来の指定管理者としても指定する二重適用の義務が原則発生しま

す。運営権者はコンセッション事業で必要になる手続きに加え、指定管理者としての手続きでも、設定した施設利用料金を自治体に承認してもらうほか、運営権の移転について議会議決を得る必要があります。

改正法案では、運営権者向けに指定管理者手続きを簡素化し、施設利用料金の設定は自治体への届け出だけで済むように変更し、議会承認は事後報告だけで済むように変更します。

上下水道事業へのコンセッション導入を後押しする特例措置も設けられます。具体的には、自治体が民間事業者から受け取る運営権対価を利用し、上下水道事業の財源として発行していた地方債の元本を一括で繰り上げ返済すれば、国に本来支払うはずだった利息を返済済み分を除いて全額免除できるようになります。（日刊建設工業新聞 2018 年 2 月 13 日による）

4 水道法改正案

今回の水道法改正案において特に重要であるのは①都道府県がリーダーシップをとって市町村水道の広域化を推進すること、②官民連携、すなわち、民間事業者に水道施設の運営権を譲渡できるようにすることの2点です。

① は人口減少等によって経営が厳しくなっている中小の水道事業体を都道府県の主導で広域化していくことです。

この広域化によって水道経営が統合されれば、その受皿の一つとして、②の民間業者への運営権の譲渡が想定されていて、この点で、①の広域化と②の官民連携がセットになっているように思われます。

官民連携に関しては水道施設の運営権（コンセッション）を民間事業者に設定できる仕組みが導入されます。次の解説記事がありますので、引用します。

（新・公民連携最前線 2018. 4. 6） <http://www.nikkeibp.co.jp/atcl/tk/PPP/040200075/040300003/>

「4. 官民連携の推進では、地方公共団体が水道事業者として経営する原則は維持する一方、水道の基盤強化のために多様な官民連携の選択肢を広げるという観点から、水道施設の運営権（コンセッション）を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

地方公共団体は P F I 法に基づく議会承認などの手続きを経るとともに、水道法に基づいて厚生労働大臣の許可を受けることによって、民間事業者に施設の運営権を設定できるようになる。

現行制度でも、P F I 法に基づいて、施設の所有権を地方公共団体が保持したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能だが、施設の運営権を民間事業者に設定するには、地方公共団体が水道事業の認可を返上したうえで、民間事業者が新たに認可を受けることが必要になっている。これに対して、地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能にしてほしいとの要望が出ていた。そこで、改正後は、地方公共団体が水道事業者の位置付けを維持したまま、運営権方式を導入できるようにする。」

このように、P F I 法と水道法の改正により、今後、水道・下水道の民営化が推進されていく可能性が十分にあり、**2**に述べた3点が大いに危惧されます。

【補遺】特異な事例、浜松市・西遠流域下水道事業の民営化

国内初となる下水道の長期運営権の譲渡となる浜松市の西遠流域下水道事業の民営化が今年度から始まりました。

水処理世界最大手の仏ヴェオリアと日本の会社が設立した浜松ウォーターシンフォニー株式会社が20年間運営を行います。運営権譲渡の対価は25億円です。この民営化で20年間の総事業費を約86億円削減できるとされています。市が運営権を与えるのは西遠流域下水道事業の下水処理場と中継ポンプ場2カ所で、市内から排水される下水の約5割を処理しています。下水管の部分は譲渡されていません。

運営権者は維持管理、改築更新工事、計画立案、浜松市は認可取得、モニタリングを行うことになっています。

料金徴収は市が委任を受け、まとめて徴収して、運営権者に収入額の24%を渡します。

国内初の下水道の運営権譲渡ですので、注目されていますが、浜松市の西遠流域下水道事業は特異な事例ではないかと思えます。

西遠流域下水道は元々は静岡県の実業でしたが、2005年の市町村合併に伴い、対象流域が浜松市のみとなり、合併特例法の適用により2016年3月末に浜松市に移管されました。管理は移管前は静岡県下水道公社を通して民間会社に委託し、移管後は市が直接、民間会社に委託していました。したがって、もともと市が直営で運営したものではなく、運営方式を模索した結果、今回の民営化を選択したのであって、他の下水道や水道にそのまま当てはまるものでありません。

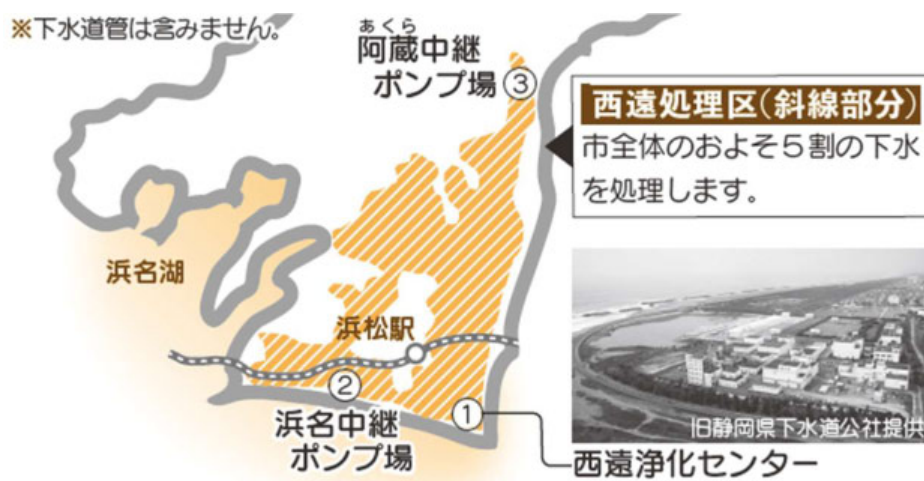
市が直接運営していたものではないので、2の②で述べた「働く人々にしわ寄せがいく問題」「正規職員から非正規職員への転換が進む問題」はありません。

なお、運営権譲渡の詳細は下記の運営権実施契約書に書かれています。それを読むと、運営権者の運営に対して細かいチェック体制がとられています。

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 公共施設等運営権実施契約書

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/g->

[sisetu/gesui/seien/documents/jisshikeiyakusho_20171030.pdf](https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/g-sisetu/gesui/seien/documents/jisshikeiyakusho_20171030.pdf)



(文責 嶋津暉之)

皆様へ 「裁判所へのお願い葉書」投函のお願い

今回の水源連だより 80 号は、5 月 6 日に川棚町公会堂で開催された「ほたるの里から長崎をかえよう!! 1000 人集会」で確認された合言葉 “石木ダム「終わりの始まり」”と同名の特集を組みました。本文 5 ページから始まります。

「石木ダム事業認定取消訴訟」の判決が 7 月 9 日15 時に予定されております。皆様から同裁判所へ「裁判所へのお願い葉書」を投函していただきたく、切手の貼ってない葉書を 3 枚同封させていただきました。

この葉書の「もう一言メッセージ」に皆様が裁判所へ届けたいと思われるご意見を記入いただいた上で、申し訳ないのですが、62 円切手を貼って、投函いただくようお願いいたします。ご家族、お仲間にも声をかけていただけると幸甚です。

詳しくは、本文 7 ページの「3. 長崎地方裁判所への意思表示のお願い」に記載いたしましたのでご参照ください。石木ダムの概要については、石木パンフレット 20180215改訂版をご覧ください。

郵便はがき

8500033

62 円切手

を貼ってく

ださい

長崎県長崎市万才町九の二六

長崎地方裁判所

合議B係御中

裁判長裁判官

武田瑞佳殿

裁判官

富張邦夫殿

裁判官

峯健一郎殿

氏名	住所



裁判官の皆様、石木ダム事業認定取消訴訟へのご努力に心から敬意を表します。

この裁判では、憲法13条の自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤、及びそれを軸とする人間関係という権利・利益の重要性を考えたとき、これらの権利・利益を犠牲にしてまで石木ダム事業を強行することが許されるのかが問われています。



長崎県と佐世保市が行政の過ちを正さない限り、この裁判所以外に水没予定地に住む13世帯の住民たちを守ることはできません。裁判所におかれましてはこのことをご理解いただきますよう、私も心から願っております。

もう一言メッセージ